

参考資料

参考資料 1 . 日本生命の募集文書イメージ

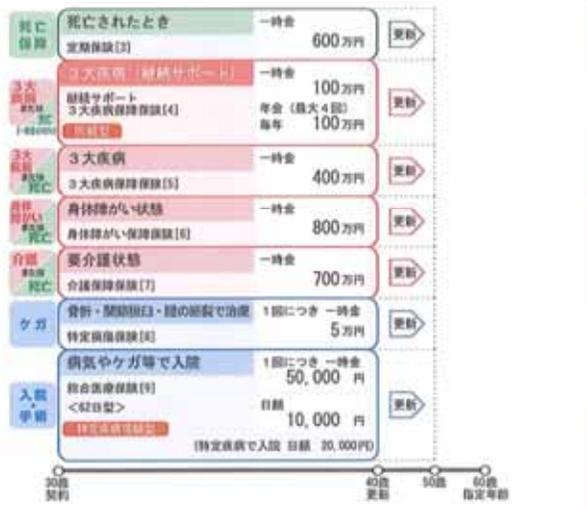
契約概要

ご提案書 (契約概要2/4ページ)
 ご契約者 日生 太郎 様
 生年月日 昭和60年 1月 1日 契約年齢 30歳 男性
 ご提案書作成日：平成27年10月 8日
 計算基準日：平成27年11月 1日
 募集番号：[]

ご提案書 (契約概要1/4ページ)
 ご契約者 日生 太郎 様
 生年月日 昭和60年 1月 1日 契約年齢 30歳 男性
 ご提案書作成日：平成27年10月 8日
 計算基準日：平成27年11月 1日
 募集番号：[]

継続サポート3大疾病保障積立プラン
 お客様のニーズに合わせて保障を組み合わせて、死亡保障・医療保障・資産形成等を実現いただける商品です。当ご提案プランの保障内容については、ご提案内容の明細をご確認ください。

死亡時の即受取額
 (3)(4)(5)(6)(7)の合計
 2,510万円
 ただし、(4)は一時金の10%の金額



重い病気や介護等の保障
3大疾病(4)+[5]
 ④所定の3大疾病に罹られた場合
 100万円(4)+ 400万円(5)
 (一時金 500万円)
 一時金の支払事由は当日の
 病名の日に含まれて
 いたとき(最大4期)
 (4)×100%<同額型>
 年金年額 100万円
 年数 4年 2年 2年 2年
 支払回数 4回
 年金累計額 400万円
 年金が4期
 支払われたとき
 ④がん(上皮内新生物等)に罹
 られた場合 [4]×10%+[5]×10%
 (一時金 50万円)

身体障がい状態(6)
 ⑥所定の身体障がい状態に該当し、
 1〜3級の身体障がい等級が安
 付された場合
 (一時金 800万円)

要介護状態(7)
 ⑦公的介護保険制度の要介護2以上
 と認定された場合等
 (一時金 700万円)

入院や手術等の保障
 ⑧傷病・ケガで入院(「特定疾病・
 所定の病名」以外) (3)
 1日額〜 62日 (日額 10,000円)
 ⑨特定疾病(所定の生活習慣病等)
 で入院(所定の病名以外) (5)
 1日額〜 62日 (日額 20,000円)
 ⑩所定のがんで入院
 (診断確定された場合) (8)
 1日額〜 62日 (日額 20,000円)

⑪外生・自傷り入院中に所定の手術
 病気やケガ等のとき(3)
 1回につき(一時金) 5万円
 ・所定のがんのとき(3)
 1回につき(一時金) 5万円

⑫1泊2日以上入院中に所定の手術
 病気やケガ等のとき(3)
 1回につき(一時金) 20万円
 ・所定のがんのとき(3)
 1回につき(一時金) 20万円

⑬所定の放射線治療
 病気やケガ等のとき(3)
 1回につき(一時金) 10万円
 ・所定のがんのとき(3)
 1回につき(一時金) 10万円

保険料払込免除(11)(12)
 所定の3大疾病、身体障がい状態、要
 介護状態に罹られた場合、ご自身の
 保障料の払込みは必要ありません。

**リビング・ニーズ特約(11)が追加されて
 います。**

○所定年齢とは、保険期間のタイプの表に当社の所定の範囲内で指定された、保険料払込期間
 が満了する年齢のことをいいます。なお、複数の保険契約を組み合わせた場合は、すべて同一の
 年齢となります。〈更新型に加入する場合は、その年齢が自給年齢の上限年齢となります。〉
 ※更新期間が自分より保障料払込期間が満了する年齢が10%以上の保険料払込に加入する場合の指
 定年齢は、保険料払込期間が満了する年齢ではなく、80歳となります。

ご提案プランの申し込み時に、必ずお読みください。また、お読みいただいた明細書等については、「ご契約に際してご留意
 いただきたい点」を必ずご確認ください。(明細書(1)「特約」ページ、「ご契約に際してご留意いただきたい点」の明細書等も必ずお読みください)

カタチ

1級等	保障 の型	保障 期間	払込 期間	保険料
600万円	更新型	40歳	40歳	1,518円
100万円	更新型	40歳	40歳	1,070円
100万円	更新型	40歳	40歳	1,480円
400万円	更新型	40歳	40歳	2,488円
400万円	更新型	40歳	40歳	2,488円
800万円	更新型	40歳	40歳	1,876円
800万円	更新型	40歳	40歳	3,410円
300万円	更新型	40歳	40歳	250円
5万円	更新型	40歳	40歳	0円
0円	更新型	40歳	40歳	0円
0円	更新型	40歳	40歳	0円

更新時の保険料(15)(16)
 (40歳〜49歳)
 999円
 3,825万円

※更新時の保険料は、
 「ご契約に際してご留意いただきたい点」を
 必ずご確認ください。
 ※ご契約に際してご留意いただきたい点
 (1)「ご契約に際してご留意いただきたい点」を必ず
 ご確認ください。
 (2)ご契約に際してご留意いただきたい点(1)が追加されて
 います。

更新時のご留意
 更新時のご留意
 更新時のご留意
 更新時のご留意

④(死亡)の保障を付するに当たって、(上皮内新生物等)と診断確定された
 とき(「上皮内新生物」から90日以内に診断確定された場合を除く)
 ⑤(死亡)の保障を付するに当たって、(上皮内新生物等)と診断確定された
 とき(「上皮内新生物」から90日以内に診断確定された場合を除く)
 ⑥(死亡)の保障を付するに当たって、(上皮内新生物等)と診断確定された
 とき(「上皮内新生物」から90日以内に診断確定された場合を除く)

ご検討に際してご留意いただきたい点 (契約概要4/4ページ)

ご契約者 日生 太郎 様
 生年月日 昭和60年 1月 1日 契約年齢 30歳 男性
 ご提案書作成日：平成27年10月 8日
 計算基準日：平成27年11月 1日
 募集番号：[]

ご留意いただきたい点 (契約概要3/4ページ)
 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、
 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、
 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、

給付金等の支払方法について(1)〜(10)
 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、
 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、

参考資料 1 . 日本生命の募集文書イメージ

注意喚起情報



注意喚起情報

— ご契約に関する注意事項 —

この「注意喚起情報」には、特にご注意ください
ことや不利益となることを記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、申込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となる
ことが記載された部分については必ず確認ください。
- 現在のご契約について保障見直し制度・一部保障見直し制度を
利用する場合や、解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合は、
お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。

特にご注意ください事項・不利益となる事項

- | | |
|--|---|
| 1 クーリング・オフ制度…………… 01
● 制度の利用期間には制限があります | 7 保険料の払込みがない場合等の取扱い …… 07
● 保険料の払込みがなければ保険契約は解除
されます |
| 2 健康状態等の告知義務…………… 02
● 正しく告知いただけないと保険契約または
特約は解除されます | 8 保険金等の請求…………… 08 |
| 3 責任開始(保障の開始)…………… 03 | 9 保険金等をお支払いできない場合…………… 09 |
| 4 高度障がい保険金等の取扱いがないこと…………… 03 | 10 解約と解約払戻金…………… 09
● 解約払戻金は払込保険料の合計額より少なく、
まったくないこともあります |
| 5 保障見直し制度・一部保障見直し制度を
利用する場合…………… 04 | 11 確認担当職員による申込内容、告知内容、
保険金等の請求内容等の確認…………… 10 |
| 6 現在加入している保険契約を解約・減額して
新しい保険契約の申込みをする場合…………… 06 | 12 生命保険会社が経営破綻した場合等…………… 10 |
| | 13 相互会社運営…………… 10 |
| 相談・照会・苦情の連絡先…………… 11 | |

保険金等の支払事由や保険金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約
内容に関する事項は、「ご契約のしおり—定款・約款」(当冊子)に記載しています。
また、ご契約内容によっては、個々の取扱いが異なることがあります。
詳しくは、「ご契約のしおり—定款・約款」(当冊子)を確認ください。

注意喚起情報

特にご注意くださいことや不利益となることを記載していますので、必ずお読みください。

ご契約のしおり



2015年4月改訂

注意喚起情報

プラス

ご契約のしおり 定款・約款



約款(CD-ROM)

定款・約款等の内容は
当冊子の巻末に添付の
CD-ROMに収録して
います。

ニッセイみらいのカタチ



日本生命保険相互会社

注意喚起情報

特にご注意くださいことや不利益となることを記載していますので、必ずお読みください。

参考資料 2 . 保険募集における情報提供義務

平成26年保険業法改正により、これまで「保険会社向けの総合的な監督指針」において求められていた情報提供が、法律レベルで義務化。

当改正において、「保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報」について、情報提供義務を負うものとされた。(平成28年5月施行予定)

保険業法294条1項(H28.5～施行予定)

保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険（団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする保険をいう。次条、第二百九十四条の三第一項及び第三百条第一項において同じ。）に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は当該保険契約者と内閣府令で定める特殊の関係のある者が当該加入させるための行為を行う場合であって、当該保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるときとして内閣府令で定めるときにおける当該加入させるための行為を除く。次条及び第三百条第一項において同じ。）に関し、**保険契約者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。**ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

保険業法施行規則227条の2第3項1号(H28.5～施行予定)

3 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第二百九十四条第一項の規定により**保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。**

一 **保険契約の内容その他保険契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明**（書面に記載すべき事項が電磁的記録に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）**及び次に掲げる事項を記載した書面の交付**

イ 商品の仕組み

ロ 保険給付に関する事項（保険金等の主な支払事由及び保険金等が支払われない主な場合に関する事項を含む。）

ハ 付加することのできる主な特約に関する事項

ニ 保険期間に関する事項

ホ 保険金額その他の保険契約の引受けに係る条件

ヘ 保険料に関する事項

ト 保険料の払込みに関する事項

チ 配当金に関する事項

リ 保険契約の解約及び解約による返戻金に関する事項

ヌ 保険契約の申込みの撤回等（法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等をいう。）に関する事項

ル 保険契約者又は被保険者が行うべき告知に関する事項

ロ 保険責任の開始時期に関する事項

ワ 保険料の払込猶予期間に関する事項

カ 保険契約の失効及び失効後の復活に関する事項

コ 保険契約者保護機構の行う資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する事項

ク(略:指定紛争解決機関の名称等)

ケ イからタまでに掲げる事項のほか、保険契約者又は被保険者が商品の内容を理解するために必要な事項及び保険契約者又は被保険者の注意を喚起すべき事項として保険契約者又は被保険者の参考となるべき事項のうち、特に説明がされるべき事項

参考資料 2 . 保険募集における情報提供義務

保険会社向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 - 2(H28.5～施行予定)

- 4 - 2 - 2 保険契約の募集上の留意点

(2) 法第294条、第300条の2関係(情報提供義務)

保険会社又は保険募集人は、保険契約の締結又は保険募集等に関し、保険契約の種類及び性質等を踏まえ、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を適正に行っているか。

書面の交付又はこれに代替する電磁的方法により、**情報の提供を行うにあたっては、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)**と**顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)**について、記載しているか。

なお、「**契約概要**」と「**注意喚起情報**」の主な項目は、以下のとおりとする。

(注1) 「**契約概要**」と「**注意喚起情報**」について、同一媒体を用いて一体で記載している場合には、以下のア.(ア)及びイ.(ア)について省略したうえで、当該情報を「**契約情報**」として表示することで足りる。

(注2) 法第300条の2に規定する特定保険契約(以下、「**特定保険契約**」という。)については、法第294条第1項の規定は適用されず、法第300条の2で準用する金融商品取引法(以下、「**準用金融商品取引法**」という。)第37条の3第1項に規定する書面(以下、「**契約締結前交付書面**」という。)を交付する必要があることに留意すること。

ア. 「**契約概要**」の項目

(ア) 当該情報が「**契約概要**」であること。

(イ) 商品の仕組み

(ウ) 保障(補償)の内容

(注) 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。
保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。

(エ) 付加できる主な特約及びその概要

(オ) 保険期間

(カ) 引受条件(保険金額等)

(キ) 保険料に関する事項

(ク) 保険料払込みに関する事項(保険料払込方法、保険料払込期間)

(ケ) 配当金に関する事項(配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法)

(コ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

イ. 「**注意喚起情報**」の項目

(ア) 当該情報が「**注意喚起情報**」であること。

(イ) クーリング・オフ(法第309条第1項に規定する保険契約の申込みの撤回等)

(ウ) 告知義務等の内容

(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない(保険期間の途中で終了する)場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。

(エ) 責任開始期

(オ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。

(注) 通例でないときは、特に記載すること。

(カ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等

(注) 保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。

(キ) 解約と解約返戻金の有無

(ク) セーフティネット

(ケ) 手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関(法第2条第28項に規定する「**指定紛争解決機関**」をいう。以下同じ。)の商号又は名称(指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)

(コ) 補償重複に関する以下の事項

(注) 補償重複とは、複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいう。

a. 補償内容が同種の保険契約が他にある場合は、補償重複となることがあること。

b. 補償重複の場合の保険金の支払に係る注意喚起

c. 補償重複の主な事例

(サ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

H27.5.27付パブリックコメント回答(番号49、50抜粋)

保険契約の契約条項以外に係る**参考となるべき事項**としては、例えば、**保険契約(保険契約の趣旨・目的、保険事故、保険給付の内容・方法等)と関連性が大きい付帯サービス(例：自動車保険における付帯サービスとしてのロードサービス)の内容に係る事項や直接支払いサービスを行う場合に情報提供することとされている事項等が想定されます。**